

■議案第1号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成25年3月議会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国土交通省令を参酌して、同居親族要件の廃止をした。その後、60歳以下の単身入居の希望者が多いことから入居資格について単身者であっても入居できる経過措置を設けるものです。

【改正の主な内容】

1. 第42条第5項中「第6号」を「第7号」に改める。
2. 附則に、入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、入居できるよう改正する。

【新旧対象表】

改正後	改正前
(明渡し請求等) 第42条 (略) 2～4 (略) 5 町長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定に基づく請求をするときは、当該請求をする日の6か月前までに当該入居者にその旨を通知するものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に指定されている間、第2条第1号に規定する公営住宅への入居について、入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、第6条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。	(明渡し請求等) 第42条 (略) 2～4 (略) 5 町長は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の規定に基づく請求をするときは、当該請求をする日の6か月前までに当該入居者にその旨を通知するものとする。